

税務あれこれ⑫

接待交際費と会議費の相違、また領収書について

Q. 仕事上お客さんと食事に行くことが多いのですが、税務上接待交際費と会議費は違うと聞いた事があります。どのような違いなのか、また領収書などをどのように準備すれば良いのか教えてください。

A.

1. 接待交際費と会議費の違い

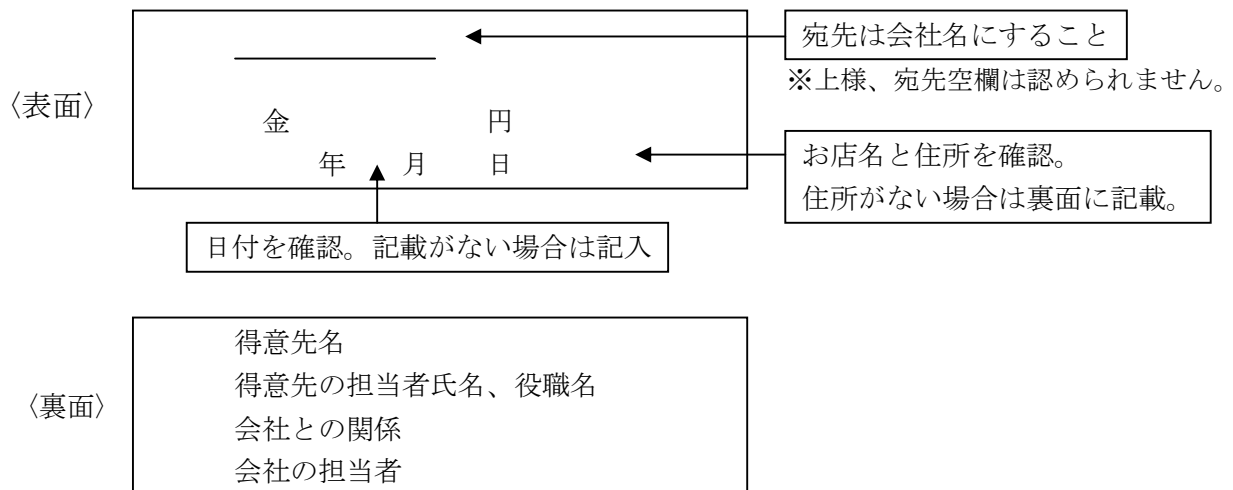
平成18年度の税制改正に伴い、一人あたり5000円以下の飲食交際費について接待交際費にしなくても良いことになりました。税務上は法人に限って、接待交際費の場合は一部(10%)損金にならないという規定がありますので、接待交際費か否かで納税額が変わります。個人事業者についてはこの規定はありません。

一般的な経理実務としては、この一人あたり5000円以下の飲食交際費、そして通常の会議に必要な費用を「会議費」としている法人が多いようです。

税務上の福利厚生費でもお伝えしましたように、通常の意味と税務上の意味が異なる場合がありますので注意が必要です。

2. 領収書の備え

領収書による記載例



- (注) 1. 得意先の担当者は(〇〇課)〇〇様のように記載する。
2. 参加者全員の名前を記載し、参加人数が分かるようにしておく。

税務レポート 2011.5.2号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp http://www.cft-partners.jp